仕様書

1 件名 後藤ヶ丘中学校仮設校舎賃貸借

2 設置場所 米子市上後藤一丁目1番1号 後藤ヶ丘中学校敷地内

3 事業内容 後藤ヶ丘中学校敷地内に軽量鉄骨造2階建て仮設校舎3棟を設置する もの

4 賃借期間

平成27年7月17日から平成29年1月31日まで

なお、平成27年度以降において、本件業務に係る予算が減額、又は 削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除できるものとする。

- ※この期間内に建物の正常な機能を保持するため、期間中に保守点検を 実施し、点検、修理及び調整等を行うこと。また、緊急に保守又は修 理を要する場合には、速やかに技術者を派遣し、修理、調整等を行い、 正常な状態で使用することができるようにすること。
- ※契約期間内においては、対象物件に私権を設定し、又は対象物件を担保に供してはならない。
- ※対象物件は、建築工事を完了し、検査済証の交付を受けた後、平成27年7月16日までに引渡しを行うものとする。

5 賃借物件 校舎A棟

軽量鉄骨造2階建て 延べ床面積:786㎡程度

1階:普通教室3、便所

2階:普通教室4

校舎B棟

軽量鉄骨造2階建て 延べ床面積:903㎡程度

1階:普通教室2、カウンセリングルーム、配膳室、倉庫、便所

2階:普通教室4、特別支援学級教室2

校舎C棟

軽量鉄骨造2階建て 延べ床面積:987㎡程度

1階:職員室兼事務室、図書室、保健室、昇降口、印刷室、放送室、 便所

2階:校長室兼会議室、特活室、パソコン教室、第2美術室、第2美 術準備室、更衣室、購買

渡り廊下A 一式

渡り廊下B 一式

渡り廊下C 一式

6 支払条件

前払い なし

月払い 毎月末払い

- ※平成27年7月から平成29年1月まで(19か月)
- ※平成27年度に係る毎月の支払額は、契約金額の6割5分に相当する額を9で除して得た金額(1,000円未満の端数が生じた場合は、平成27年度分の最終支払月に加えるものとする。)とする。
- ※平成28年度に係る毎月の支払額は、契約金額から平成27年度分を控除した額を10で除した金額(1,000円未満の端数が生じた場合は、平成28年度分の最終支払月に加えるものとする。)とする。

7 解体撤去等

- (1) 校舎B棟については、平成27年度終了式後に別添改修図面等に示す改修を行い、平成28年5月15日までに完成させること。
- (2) 校舎C棟、渡り廊下B、渡り廊下C及び当該仮設校舎に設置した設備備品等については、平成27年度終了式後、速やかに解体撤去すること。
- (3) 校舎A棟、校舎B棟、渡り廊下A及び当該仮設校舎に設置した設備 備品等については、賃貸借期間終了後、速やかに解体撤去すること。
- (4) 仮設校舎等の解体撤去等の際は、事前に発注者と十分調整を行った 上で行うこと。

8 賃借物件仕様書

(1) 賃借物件 軽量鉄骨造2階建て3棟及び附属設備等 一式

(2) 工事内容 基礎、建物新築、内外装、電気・機械設備 及び外構等の各工事

(3) 申請手続費用等 建物新築に伴う諸手続及び当該手続に伴 伴う費用は、全て賃貸者の費用負担とする。

(4) 事前調査等について 事前調査が必要な場合は、教育委員会事務 局教育総務課に連絡し、確認をとった上で、 入札日前日までに行うものとする。

(5) 下請等 仮設校舎の設置等に当たって、業務の一部 を第三者に請負わせる場合には、市内及び県 内業者との契約に努めること(優先順位は、

市内、県内の順位とする。)。ただし、技術的 に施工することができる市内業者等がいな い場合又は工程的に間に合わない等、特段の 理由がある場合は、この限りでない。

- ア 賃貸借物件に係る公租公課は、賃貸借 に含むものとする。
- イ 賃貸借物件には、火災保険等の損害保険 を付保すること。
- ウ 賃借者は、仕様書等に適合しないと認め た場合には、見直しを命ずることができる。

(7) その他

工事関係特記事項

- 1 総則
- (1) 関係法規、条例及び規則等を遵守すること。
- (2) 工事の施行に要する電気・水道は、原則として工事用仮設を引き込む こと。
- (3) 工事用仮設便所を設けること。
- (4) 工事範囲には関係者以外立ち入り禁止とし、仮囲いを設けること。
- (5) あらかじめ現場責任者を定め、届け出るものとし、工事現場の安全管 理を図るとともに、発注者との連絡体制を確保すること。
- 2 公衆災害の防止

工事期間中は、公害、災害及び危険防止等に最善の対策を行い、施工す ること。

- (2) 工事に当たっては、低騒音・低振動型施工機械等を使用すること。
- (3) 工事期間中、交通整理員を常駐させること。
- 3 過積載車両の排除
- (1) 工事現場に出入りする車両に、積載違反をさせないこと。
- 4 現場等の美化推進 (1) 工事現場に出入りする車両は、美化推進に努力し、汚損した場合は、 速やかに清掃すること。
 - (2) 工事現場内及び進入路等は、定期清掃を行い、第三者に不快感を与え ないように努力すること。
- 5 作業時間の制限
- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日並びに夜間の作業は、原則としてしないこと。
- (2) 作業日及び作業時間は、学校行事等に支障が内容に学校と調整し、決 定すること。
- 6 事故及び苦情処理

事故及び苦情が発生した場合は、速やかに対応し、処置内容を教育委員 会事務局教育総務課及び学校に連絡すること。

7 第三者の安全確保

工事車両の通行管理を徹底し、第三者の安全を確保するとともに、騒音、 振動、防塵等において学校及び近隣に配慮した計画とし、特に生徒及び職 員並びに来校者の安全確保に細心の注意を払うこと。

- 8 設計の注意事項
- (1) 契約後、発注者に確認を受けた上で、速やかに許可申請、計画変更通 知及びその他の手続を行うこと。
- (2) 材料及び寸法等については、設計図仕様書を基本とするが、組立て建 物本体の材料及び寸法等については、各メーカー仕様によるものとする。
- (3) 工事の施行に当たっては、契約日現在の次に掲げる最新の仕様書等に よること。
 - ·公共建築工事標準仕様書(建築工事編、平成25年度版)
 - ·公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編、平成25年度版)
 - ·公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編、平成25年度版)
 - ·公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、平成25年度版)
- 9 工事影響の被害

工事の施行に起因する構造物被害については、相手方と協議の上、貸主 の責任において現状復旧すること。

- 10 その他
- (1) 同一敷地内で管理教室棟に係る耐震補強工事及び大規模改修工事並 びにエレベーター棟新築工事及び屋内運動場に係る耐震補強工事を実施 するため、各工事との連絡及び工程の調整を図ること。
- (2) 第三者災害、労務災害のないよう、工事作業中、作業時間外とも十分な計画の基に、安全管理に努めること。
- (3) 解体撤去の際は、事前に学校と十分調整を行った上で行うこと。
- (4) 各使用製品等については、仕様書記載の同等品以上のものとすること。
- (5) 記載していない諸設備等で、各種法令に基づき必要となるものは、全て賃貸借に含むものとする。
- 11 電気設備工事
- (1) 学校環境衛生管理マニュアル (平成22年3月改訂) に準ずること。
- (2) 仮設電源設備(仮設キュービクル等により使用予定の空調設備、照明 器具等の使用に支障がないようにすること。)
- (3) 構内配電線路設備
- (4) 動力設備
- (5) 電灯設備(普通教室は照度机上5001uxを確保すること。)
- (6) コンセント設備
- (7) 構内通信線路設備(仮設期間中に使用する既存校舎と接続すること。)
- (8) 拡声設備(仮設期間中に使用する既存校舎と接続すること。)
- (9) 火災報知設備(仮設期間中に使用する既存校舎と接続すること。)
- (10) 放送設備(仮設期間中に使用する既存校舎と接続すること。)
- 12 機械設備工事
- (1) 給水設備 (既存設備に接続すること。)
- (2) 排水設備(汚水は公共下水道に、雨水については敷地内側溝等に排水し、撤去時に復旧すること。)
- (3) 空調設備(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準を基に設置すること。)
- (4) 換気設備
- (5) 消火設備
- (6) ガス設備
- (7) 給湯設備
- 13 その他工事
- (1) 解体撤去後は、グラウンドを原状復旧すること。
- (2) 仮設校舎完成後、各棟各階 1 か所 (計 6 か所) 教室内において、化学 物質の濃度測定 (6種) を行うこと。